

大規模小売店舗設置に関する協議について

大規模小売店舗を設置する場合、「吹田市大規模小売店舗設置に関する協議要領」(以下「要領」という)に基づき、都市魅力部地域経済振興室と協議を行う必要がありますので、協議内容について事業構想届出書提出後に確認してください。

大規模開発事業事前協議承認申請書提出後、要領に基づき事業計画書を提出してください。

要領概要

- ・ 「店舗面積」とは、大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積をいう。(1,000平方メートル超)
- ・ 「大規模小売店舗」とは、大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。(1,000平方メートルを超える店舗面積のある小売業)
- ・ 新設又は店舗面積の増加をする者は、大店立地法の規定に基づく届出前に市長に届けなければならない。
- ・ 市長は届出に関して意見の有無に関わらず届出のあった日から4ヶ月以内に当該届出をした者に通知する。

問い合わせ先 吹田市 都市魅力部 地域経済振興室

TEL 06-6170-2370